

実 施 要 領

件名	サービス事業推進室応需機械警備業務
実施方法等	<p>見積り合せに参加を希望する事業者におかれましては、京都市契約事務規則及び関係法令を遵守し、別添の仕様書を確認のうえ見積書を御提出ください。</p> <p>見積書（様式は問わない。）には、契約課に提出している使用印鑑届に押印した代表者印及び会社印の押印のうえ、期日までに以下の提出先に提出してください。</p> <p>【注意事項】</p> <ol style="list-style-type: none">1 見積をお願いするのは京都市競争入札参加有資格者の方（京都市内中小業者以外も対象とします）です。2 見積金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた5年間分の総額と月額がわかるように記載してください。3 提出された見積書の書換え及び撤回をすることはできません。4 結果につきましては、決定した業者様のみにご連絡しますのでご了承願います。5 見積書の宛名は「京都市長」としてください。6 見積りは、原本を郵送又は持参してください。
提出期限	令和8年1月28日（水）午後5時必着
提出先	〒604-8832 京都市中京区壬生下溝町44番地の3 京都市行財政局サービス事業推進室（担当：三石、松村） TEL：075-874-7230 FAX：075-312-5122

※ 不明な点がございましたら、担当者までお問い合わせください。

仕 様 書

1 委託業務名

サービス事業推進室庁舎機械警備業務

2 委託契約期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（60月）

3 警備対象施設及び構造

京都市行財政局サービス事業推進室庁舎 2階建（平屋建別棟あり）

（京都市中京区壬生下溝町44番地の3）

※ 別添のサービス事業推進室庁舎平面図を参照

4 警備時間

機械警備：本市職員が機械警備を開始したときから解除までの間

（当該庁舎の開庁時間は、平日の午前8時30分～午後5時15分）

火災監視：24時間

停電監視：24時間

5 業務内容

上記の警備対象施設における侵入、盗難、火災の防止、その他の不法不良行為を予防し、異常事態の発生に対して、関係機関への通報等必要な措置を速やかに行うことにより、財産の管理保全を図る。

（1） 警備

下記アからエで指示した機器を使用した警戒警備により集中監視を行う。

ア 機械警備

庁舎内への侵入を検知できるよう、室内及び窓等に、人感センサー、マグネットスイッチ、バイブルーションスイッチ等の感知器類の警備機器を取り付ける。また、機械警備の開始、解除のための切替スイッチなどの警備機器を庁舎西側の玄関横に取り付ける。

イ 火災監視

警備機器を既設の自動火災報知設備受信機に接続し、火災監視を終日行う。

ウ 停電監視

警備機器は、停電を感知する機能を有するものとし、停電監視を終日行う。

エ モニター、カメラ

庁舎1階の玄関、車両出入り場の状況を執務室で確認するためのモニター及びカメラ（2基）を設置する。

（2） 異常発生時の措置

異常発生を感知した場合は、即刻当該施設に急行し、異常事態の確認を行い、被害の発生及び拡大の防止とともに、関係機関（警察署・消防署等）への通報を行う。

（3） 報告

異常事態が発生した場合は、その概要及び措置方法について、直ちにあらかじめ本市が定めた順位に従って連絡するとともに、3日以内に文書（様式は問わない。）で報告するもの

とする。

各月の警備業務が完了したときは、5日以内に別紙に定める「完了届」を本市に提出するものとする。

(4) 機械警報器等の設置及び点検保守

ア 警備機器類及びこれに付随する一切の設備は受託者が設置し、受託者の所有物とする。

イ 警備機器の機種及びその配置方法は、本市の担当職員と協議のうえ、機器配置図を作成し、承諾を受けること。

ウ 警備機器類は、常に良好な状態を維持し、毎日正常に作動しているか確認すること。また、警備機器類の故障又は異常があるときは、速やかに修理を行うこと。

エ 警報移送に用いる電話回線は、本市所有のN T T一般回線を使用することができる。

なお、受託者の負担で設置する専用回線の使用も可能とする。

6 鍵の預託

受託者は、警備業務提供に際し、本市が預託する鍵の保管について、次の掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 預託された鍵は、厳重に取扱い、保管しなければならない。

(2) 預託された鍵を紛失したときは、直ちに本市に連絡するとともに、鍵の交換に伴う一切の費用を負担しなければならない。

(3) 受託者は、預託された鍵を紛失したことを知ったにもかかわらず、本市への連絡を怠ったときは、理由の如何を問わず、契約解除に一切の抗弁ができない。

7 費用負担

警備機器類の設置等を含む本業務に係る費用は、全て受託者の負担とする。ただし、警備業務に必要な電気の使用に係る費用及び5業務内容(3)エの本市所有のN T T一般回線を使用した場合に発生する費用については除く。

8 支払方法

1箇月ごとに、当該期間の業務終了後、既済部分の代価に相当する額を受託者の適法な支払請求書を受理したときから、30日以内に支払うものとする。

9 損害の賠償

業務を遂行するうえで、本市の職員及び財産並びに第三者に損害を与えた場合は、その全てについて受託者が責任を負うものとする。また、その事故の発生原因及び被害等の内容について速やかに本市に報告するものとする。

10 予算が減額された場合等の途中解約

(1) 本市は、翌年度以降において委託料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。

(2) 前項の規定により本市がこの契約を解除した場合において、受託者は、本市が翌年度以降に支払いを予定していた委託料を請求することはできない。

(3) 受託者は、1号の規定により本市がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、本市に請求することはできない。

11 その他

(1) 機械警報器の設置に当たって、本市の担当者とあらかじめ日程等について打合せを行い、

本市の業務に支障のないよう留意すること。

- (2) 契約終了後、遅滞なく警備機器類を撤去すること。この撤去に係る費用については、受託者の負担とする。
- (3) 契約締結後、警備業法第19条第2項の規定による書面を本市に提出すること。
- (4) 業務の遂行に当たり、事故やけが等の防止に十分配慮すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、双方協議のうえ決定する。

(別紙)

完 了 届

(あて先) 京 都 市 長

住所

氏名

印

下記のとおり完了したので届け出ます。

記

件 名 庁舎機械警備業務 (令和 年 月分)

履 行 場 所 京都市行財政局サービス事業推進室

完了年月日 令和 年 月 日